

第 3 7 号議案

豊川市火災予防条例の一部改正について

豊川市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 6 年 2 月 1 9 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市火災予防条例の一部を改正する条例

豊川市火災予防条例（昭和 3 7 年豊川市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条の 3 第 2 項第 1 号ア中「1 局所の周囲の温度が一定の温度以上になったときに火災が発生した旨の警報を発する住宅用防災警報器」を「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成 1 7 年総務省令第 1 1 号。以下「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第 2 条第 4 号の 2 に規定するもの」に改め、同条第 3 項の表中「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成 1 7 年総務省令第 1 1 号。以下「」及び「」という。）」を削り、同条第 4 項中「（定温式住宅用防災警報器にあっては、市長が定める技術上の規格）」を削る。

第 2 9 条の 4 第 4 項中「第 3 7 条第 7 号から第 7 号の 3 まで」を「第 3 7 条第 4 号から第 6 号まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する住宅（豊川市火災予防条例第 2 9 条の 2 に規定する住宅をいう。以下同じ。）若しくは現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅又は平成 3 1 年 3 月 3 1 日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する住宅における定温式住宅用防災警報器のうち、この条例による改正後の豊川市火災予防条例第 2 9 条の 3 第 4 項の規定に適合しないものに係る技術上の規格については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、消防法施行令及び住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部改正に伴い、住宅用防災警報器に係る技術上の規格を見直すとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。